

令和2年度第2回 東大和市立図書館協議会 概要録

会議名	令和2年度第2回 東大和市立図書館協議会
開催日時	令和2年11月13日（金）午後3時～午後4時30分
開催場所	東大和市立中央図書館 2階視聴覚室
出席者	（委員）上田委員、荒川委員、住吉委員、村松委員、六馬委員、川崎委員、岡崎委員、佐々木委員、島委員 （欠席者）関委員 （事務局）當摩（中央図書館長）、内野（管理係長）、西尾（主査（計画担当））、柳原（事業係長）、永井（桜が丘図書館長）、浴（清原図書館長）

会議の公開・非公開の別 公開 傍聴者数 5人

会議の次第 1. 開会

2. 議題

- (1) 平成31年度決算について
- (2) 移動図書館（みずうみ号）の今後の運行について
- (3) その他

- ①「地区図書館への指定管理者制度導入に係る東大和市立図書館条例の一部改正の骨子に対するパブリックコメントの実施について」に対する意見書の受付結果について
- ②新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への対応について
- ③中央図書館外壁等改修工事について
- ④東大和州市制50周年記念事業について

配布資料

- ・ 次第
- ・ 東大和市一般会計歳入歳出決算
- ・ 平成31年度行政報告書（中央図書館関連）
- ・ 移動図書館（みずうみ号）の今後の対応について
- ・ 東大和州市制50周年記念ブックカバー

1 開会

会 長： 定刻となりましたので、令和2年度第2回東大和市立図書館協議会を開催いたします。本日は9人の出席ということで、会議は成立いたします。

また、傍聴者がいらっしゃいます。会議は東大和市情報公開条例第30条の規定により、原則公開となっておりますので、これを許可いたします。

2. 議題

会 長： 本日の議題は2件ございます。最初に議題（1）「平成31年度決算について」説明をお願いいたします。

事務局： 平成31年度の決算についてご説明いたします。私からは、概要について説明をさせていただきます。各事業につきましては、後ほど各地区館長、係長から説明をさせていただきます。

まず、平成31年度決算の概要、市の全体の部分につきまして、口頭になりますが、説明をさせていただきます。市の一般会計及び5つの特別会計の合計額につきましては、歳入は535億8,878万9,033円となります。平成30年度と比べ、約1.8%の増となっております。市民1人当たり換算いたしますと、約62万8,000円となります。歳出につきましては、512億1,099万8,149円で、平成30年度と比べますと、1.6%の増となっております。市民1人当たり換算いたしますと、約60万円となります。それから図書館が属しております一般会計について申し上げますと、歳入決算額につきましては、334億2,093万8,163円で、平成30年度と比べまして、3%の増となりました。また、歳出決算額につきましては、319億5,669万6,214円で、平成30年度と比べますと、3.4%の増となっております。歳入歳出差引額は、14億6,424万1,949円で、繰越明許費として翌年度へ繰越された財源ですが、こちらを除いた実質収支額につきましては、13億8,414万1,624円の黒字となっております。

続きまして、教育費につきましては、歳出決算額は、25億3,715万3,864円で、一般会計の歳出全体に占める割合は、7.9%となっております。平成31年度の教育費の主な事業といたしましては、いずれも学校教育関係のものになりますが、投資的経費につきましては、小学校のトイレ洋式化工事による利用環境の改善ですとか、中学校のブロック塀等改修工事により安全性の向上を図ること、更には学校給食にアレルギー除去食ですとか、地場産野菜の活用等を図りまして、安心安全な学校給食の提供を行ってきたことが挙げられております。また、投資的経費以外の部分につきましては、英語指導助手の小学校への派遣時間の拡充で英語教育の充実を図るとともに、中学校全校に特別支援学級を開設し、個々に応じた指導を実施したことなどが挙げられております。

続きまして、図書館の関係です。図書館の決算についてであります。平成31年度、図書館の特徴的な事業といたしましては、3点挙げております。1点目は、令和元年の10月から、図書館システムを更新いたしまして、決算額は、9月末まで前事業者が対応していましたが、そちらの使用料が61

3万6,560円で、10月以降は、新しいシステムになりましたが、こちらの使用料につきましては、593万100円で、合計1,206万6,660円になります。このシステムを更新したことにより、年間あたり41万2,920円、経費が安くなったこととなります。内容的な面で申し上げますと、今までは図書館の事務室にサーバーを置いていましたが、それをクラウド化して、事業者のデータセンターへ預ける形になりましたので、もし災害があった場合にも、安定した運用ができるというメリットがあります。それから、検索時に本の書影を写し出せるようになりましたので、探しやすく見やすくなったことが挙げられます。それから、ホームページのデザインも新しくし、トップページから開館の状況などが確認できて、イベント等のお知らせも大きな画面で表示できるようになりました。また、スマートフォンの専用画面を作りましたので、外出先からもホームページの閲覧がしやすくなりました。さらに館内の検索機に子ども用画面を設置しましたので、キャラクターによるナビゲーションで、子どもたちにも資料が探しやすくなったというような改善が図られております。

特徴的事業の2点目になりますが、国立国会図書館の歴史的音源の公立図書館等への配信提供サービスというものが始まりまして、これは少し古いのですが2009年から2012年までの間にデジタル化されたSPレコード、約5万点を公立図書館で申し込めば、無料で配信してもらえるとというサービスです。これを、令和2年1月30日に始めましたが、コロナの関係などもありまして、まだ利用されたケースはないのですが、今後事業のPRなどもしていきまして、利用に供していきたいと考えています。

最後の3点目です。現在、中央図書館の外壁等の改修工事を行っておりますが、平成31年度に実施設計委託をしており、300万2,400円が決算額となっております、すでに工事も始まり無事に進んでいる状況です。

続きまして資料1の1ページをご覧くださいと思います。こちらは歳入項目の一覧となっております。電子複写機使用料は、地区館を含め3館の合計の使用料で、定例のものとなっております。今年度は13万2,106円の歳入が見込めず、毎年複写機については、使用料が減ってきている状況にあります。それから資料弁償金ですが、これは貸し出した資料を汚したり、紛失した場合に、現物または現金でお返しいただいております、そのうちの現金でお返しいただいたものについての金額となります。

それから、2ページは歳出事業別の内訳となっております。図書館は、中央館に管理係と事業係の2係があり、そのほか地区館の桜が丘図書館と清原図書館の4つの事業で構成しております。こちらの詳細につきましては、各館長、係長が本日出席しておりますので、それぞれ説明いたします。概要に

つきましては以上となります。

会 長： 続いて管理係から説明をお願いいたします。

事務局： それでは資料の3ページをご覧ください。中央図書館管理費であります。中央図書館管理費のうち、予算につきましては8,076万3,000円となっておりまして、支出済額が7,548万1,730円になりました。主な執行残額の内訳になりますが、第1節嘱託員報酬・社会保険料をご覧ください。嘱託員の報酬の86万180円の執行残については、予定の勤務シフトどおりに都合により入ることができなかったことや、平成31年度については曝書を行わなかったことなどで繁忙期の対応が少なかったことによる不用額となります。次に、第4節共済費、社会保険料になりますが、105万8,373円予算が執行できていませんが、これも社会保険に入っている嘱託員もしくは臨時職員の出勤日数に応じて予算に不用額が生じたものになります。臨時職員の賃金も73万2,972円が不用額で、こちらも嘱託員と同様の理由で不用額が生じました。

次に、管理関連維持費をご覧ください。この中の11節、光熱水費をご覧ください。予算額が618万7,000円に対して、執行済額が499万8,328円となっております。予算残額が118万8,672円となっておりますが、これは、電気の基本料金が若干下がったことによることと、3月に新型コロナウイルスの関係で閉館したことにより不用額が生じました。次に15節、工事請負費をご覧ください。まず、冷暖房設備改修工事につきましては、屋上にあるクーリングタワーの改修工事を行いました。この施設は開館当時から使用しておりまして、老朽化のため改修を行いました。クーリングタワーの改修は、予算額が521万4,000円、執行済額が436万7,000円で、契約差金84万7,000円が生じました。次に消火栓ポンプの交換工事ですが、消火栓のポンプに不具合があったため、更新を行いまして、予算額が209万円で、決算額は201万3,000円で、7万7,000円の契約差金が生じました。あと、戻りますけれども、13節中央図書館外壁等改修工事实施設計委託で、こちらは令和2年度に外壁工事を行っていますが、その実施設計委託の予算を計上し、300万2,400円で契約を行いました。中央図書館の管理費については以上となります。

会 長： ありがとうございます。それでは事業係お願いいたします。

事務局： つきまして、中央図書館事業費です。4ページをご覧ください。主に残額が多かったものについて説明させていただきます。まず、講演会等講師謝礼ですが、予算が21万円で、支出済額が16万円となっております。内容としましては、音訳者講習会と、もうひとつ図書館主催の講演会ということで予算を組んでおりましたが、音訳者講習会は秋に開催できまして、16万円

の支出がありました。講演会につきましては、予定していた時期に、ちょうどコロナの関係で休館となり中止となりましたので、5万円が不用額となりました。

次に対面朗読等謝礼は、図書館資料の利用に障害がある方に向けて、録音図書を作成したり、対面朗読をしたり、点字図書を作ったりしておりますが、特に対面朗読につきましては、利用者の申込みがないと発生しない業務になりますので、平成31年度に関しては1回も対面朗読の利用がありませんでした。

図書資料費についてであります。消耗図書の購入費については、毎年住宅地図を購入していますが、刊行が間に合わないものもありまして、残額が発生しております。説明は以上になります。

会 長： ありがとうございます。それでは桜が丘図書館お願いいたします。

事務局： 5ページをご覧ください。桜が丘図書館事業費について説明させていただきます。予算現額が723万1,000円、支出済額が694万8,376円で、残額が28万2,624円となっております。残額が多いところでは7節の臨時職員賃金です。3月にコロナウイルスの感染拡大によって、ほぼ1か月間休館になったため、その分の不用額が出ております。それから図書資料費ですが、合計で21万6,826円不用額がございます。消耗図書については、雑誌の休刊等がありまして、その分の補充をしなかったことにより、4万3,000円残っております。備品図書については、17万3,172円の不用額です。桜が丘図書館の事業費については以上です。

会 長： ありがとうございます。それでは清原図書館お願いいたします。

事務局： 資料の6ページ目をご覧ください。清原図書館事業費でございます。予算現額が773万1,000円、支出済額が742万5,195円、残額が30万5,805円となっております。残額が多い部分のみ説明をさせていただきます。7節の臨時職員賃金はやはり3月の臨時休館の件と、それから夏休みですとか、繁忙期に来ていただく予定の臨時職員の都合がつかなかったということで、不用額が生じました。そのほかは通常どおりになっております。説明は以上です。

会 長： ありがとうございます。以上で平成31年度決算についての説明は終了しました。何かご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

委 員： 中央図書館の事業費のところ、障害者サービスというのでしょうか、対面朗読のお話があったと思うのですけれども、その利用がなかった理由を教えてくださいましたらと思います。

会 長： お願いいたします。

事務局： 対面朗読がなかった理由ですが、その前の年は、刊行された資料ではなく

て、別のものを読んでほしいというものがありました。PRについては、利用登録の際、障害登録というものを別にしていただくのですが、その際にサービスの説明をしています。図書館まで来て、わざわざ読んでもらうというよりは、今はサピエというサービスからダウンロードをして利用される方が増えていまして、録音図書の利用に関しても、CDという形とデータという形の2通り選べるようになっております。対面朗読は、サピエにないものでないと利用はされないのかなと思います。つい先日もありましたが、個人的に届いた手紙とかを読んでくれないか、というようなもので、対面朗読には至らなくても職員がその場で読んであげるということは日常的にしておりますが、2時間予約を取って丸々読んでもらうというのは、最近利用が減っていて、今の時代の在り方なのかなと思います。

委員： 視力障害の方にとって、これは本当に頼りにするしかないわけですから、やはり図書館でそれをお手伝いするというのはとても大事なことだと思うのですね。サピエ図書館の話もありましたけれども、図書館が視力障害を持っている方にサービスする上で、何を障害者の方が求めているかというところがあるのだと思うのですね。聞いた話では、例えば週刊誌を読みたいとか、すっぱ抜きの記事があったりすると、そういうのも見たいのだけれども、サピエにはないわけですよ。しっかりしたものだけでなく、もう少し幅の広いものを読んで差し上げるみたいな形での、ハードルを下げるというのでしょうか、そういうことも必要なのかなと思ったのが1つと、もう1つはそれに伴うPRを、使いやすい形にできる限りしていくことが大事かなと、思いました。

会長： ほかに、いかがでしょうか。

事務局： 今後も、重要な事業だと思っておりますので、できるだけ利用者の方にPRなどをして、利用していただけるように努めたいと考えております。

会長： それではよろしいでしょうか。ないようでしたら、議題（1）「平成31年度決算について」は、終了といたします。

議題（2）「移動図書館（みずうみ号）の今後の運行について」

会長： それでは、議題（2）「移動図書館（みずうみ号）の今後の運行について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： それでは、議題（2）移動図書館（みずうみ号）の今後の運行について説明させていただきます。移動図書館事業のまず歴史的なところから申し上げますと、移動図書館（みずうみ号）は、昭和52年1月20日から、市内の10か所のステーションを巡回するところから始まりました。その後、順次4か所ほど増設いたしまして、14か所になったのですが、昭和59年4月

に、中央図書館が開館いたしまして、このことにより、6か所のステーションに再編して運行を継続しておりました。そして平成元年12月に、現在の2代目のみずうみ号になるのですが、その後もいくつかステーションを変更しながら運行しておりまして、平成19年1月に清原図書館が開館したのですが、この開館に伴いまして、現在の5か所のステーションによる巡回となりました。資料に地図がありますが、黄色のマーカーが、現在の5か所のステーションの位置と名称になります。それから、ピンクのマーカーが、現在の市立図書館の位置と名称になります。この5つのステーションは、①の多摩湖畔自治会集会所前と、②の上北台団地東側、現在は中北台公園を使っていますが、それと③蔵敷公民館、この3か所を1つのグループとし、また④の向原市民センターと、⑤の清水神社境内、この2か所を1つのグループとしまして、毎週水曜日に隔週で巡回しております。ですので、月に2回各ステーションを巡回するというので、年間で25回程度の運行を予定しておりますが、雨天の場合には中止になりますので、実質的には22回ぐらいの運行をしております。

続きまして、利用状況についてですが、平成20年度が一番需要が多かったのですが、この時、延べ利用者数が1,096人、貸出冊数が5,040冊でした。それが、徐々に利用者も減少してきまして、昨年度、平成31年度につきましては、利用者が522人、貸出冊数が2,343冊と半数ぐらいの利用に減ってきている状況であります。3月はコロナの関係がありまして、若干減っているのですが、そのような状況となっております。平成31年度の1か所当たりの平均の利用者数は4.5人、貸出冊数は20.4冊になっております。

次に、みずうみ号の車両の状況についてご説明いたしますと、このみずうみ号は平成元年の11月8日に車両登録をしております。すでに30年以上経過しておりまして、この間平成12年頃に排ガス規制がありまして、東京都の乗り入れ規制ですとか、国の車両登録規制といったもののために、専用の触媒装置を車両改造し設置して運行しております。触媒というのはフィルターみたいなものがあるのですが、そこにディーゼルエンジンなので、煤が溜まります。その煤を運行前に、通電して焼いてきれいにして運行しております。ところが、前回の車検の時に、整備会社から、今度故障等があった場合には、代替の部品はもうないと言われておりまして、更に今年の8月に、車両の中央の自動ドアが動かなくなるというトラブルも発生しております。エンジン自体はしっかりしたもののなのですが、ただ触媒装置ですとか、電気系統の部品などについては、やはりもういつ壊れてもおかしくないという状況が続いています。もし新しい車両に更新する場合には、現在はバスを改良

した大きい車両なのですが、それが2トントラックを改造したやや小ぶりの車両になりますが、そちらにしても車両のリース代だけでも年間250万円くらいはかかってしまうことと、運転手の手配が課題となりまして、車両更新は難しい状況になっております。

今までご説明してきたような状況がありまして、図書館としましては、今後の運行につきましては、年度が切り替わる今年度末をもって、移動図書館事業を廃止したいと考えております。ただし、一時に利用者への急なサービスの低下というのは避けたいと考えておりまして、令和3年度からになりませんが、一定の期間を定めて、この事業の代わりとなるようなサービスができないかを検討しております。今、代替案が確定したわけではないのですが、候補としましては、図書館は市の庁用車、軽ワゴン車があるのですが、これを常時借りていますので、この車を利用して、今巡回しているステーションを回り、予約本の受け渡しとか、資料の回収とか、あと端末を持っていければ、図書館にある本の予約というのは処理できますので、そういうサービスについて期間を定めて、行っていけないかと考えております。

本日は、移動図書館事業については、今年度で廃止を考えているということをご報告させていただきまして、実際にどういう対応を取るかということとは改めて決めていきたいと考えております。本日は資料として、11月11日水曜日から始めていますが、みずうみ号を利用されている方にアンケートをしており、どのようなサービスを希望されているかをメインにお話を伺っております。このアンケートにつきましては、資料3をご覧ください。実施時期につきましては11月11日水曜日から始めまして、各ステーションを2度回ってご意見を伺い、情報収集していきたいと考えております。その上で代替サービスを考えていく形になります。説明は以上となります。

会 長： ありがとうございます。以上で移動図書館（みずうみ号）の今後の運行についての説明が終わりましたけれども、何か質問等ありましたらお願いいたします。

委 員： 今のお話を伺っていると、予約した資料の受け取りと資料の返却と資料の予約に関しては、令和3年度から暫定的に軽ワゴンで、水曜日の午後ですか、お回りになるというご提案になりそうだということですね。これは、皆さんのアンケートのご希望によって調整していくというお考えになるのでしょうか。

事務局： 例えばアンケートを取って、代替サービスは必要ないという方が多いような場合には、そちらのステーションは一旦閉じて、残りの利用希望の多いところだけ集中的に回るとか、そういった内容の変更はできていると思っています。その中での工夫をしていきたいと考えております。以上です。

委員： そうしますと、現行のみずうみ号は廃止するというのに、廃止せざるを得ないということで、それに代わる形で、一応軽ワゴンでお回りになる。これは時間というか、時期を限定してやっていくということなのか、あるいはご希望が多い場合には、軽ワゴンを利用した、予約した資料の受け取りとか返却とかに関して、持続的にやっていく可能性もあるのかどうかということについては、いかがでしょうか。

事務局： 次の案を考えるタイミングもあるかと思うのですが、そういったことを考える上でも、ある程度期間を何年とか決めて取り組んでいくほうが、検討しやすいと考えておりますので、2年とか3年とか、そういう期間は予め定めまして、その時点でまた状況を見て判断していきたいと考えております。以上です。

委員： ありがとうございます。

会長： ほかにいかがでしょうか。

委員： ここで地図を示していただいているのですけれども、先ほど館長から、1回当たり、1日当たりと言いましょか、利用者の人数と貸出冊数のお話をいただきましたけれども、この地図を見ると、4番目の向原市民センターというのは、割と中央図書館と清原図書館に近いですね。それに対して、中央図書館より北のほうというのでしょうか、①番、③番、⑤番が、固定の図書館よりかなり離れているような感じを受けるのですけれども、この中で利用が多いところはどこで、それがどのくらいなのかというのは、おわかりでしょうか。

事務局： 具体的に申し上げますと、資料2の行政報告書の562ページです。一番下のところに、移動図書館ステーション別利用状況ということで、31年度の実績を掲載しておりますが、この中では、多摩湖畔自治会集会所前が一番多くて、次が上北台、3番目が向原市民センターというような状況になっております。毎年大体このような傾向が出ております。以上です。

委員： 今の522人が合計ですけれども、利用状況で（団体含む）とありますけれども、カウントの仕方です。個人は1人ひとり、団体は1と数えて団体を含むとなっているのですか。団体の構成員が利用者数の中には入っているのですか。その関係がわからないので、お願いします。

事務局： この場合の利用者数は、1団体は1人です。

委員： ありがとうございます。

会長： ほかにいかがでしょうか。

委員： 1970年に日本図書館協会が「市民の図書館」という本を出して、その中で図書館の重点的な、当時のということになると思うのですけれども、重点的な施策として、大事なのが貸し出しと、児童サービスと全域サービスだ

という3つを挙げているのですけれども、この全域サービスというのは、市内のどこに住んでいても図書館サービスを受けられるということだと思っ
たのです。そうすると、この地図を見て、固定館が3つあって、それで移動
図書館が空白地域を埋めていたということになるのですけれども、多摩湖畔
あたりでも住宅があるようだけれども、やはりすぐということではないの
ですけれども、長期的な図書館の方向性として、固定館を造っていくとい
うことも、もちろん、3年、4年、5年という話ではないのですけれども、長い
目で図書館を造っていく、分館を造っていくという考え方を、図書館内部で
は持っていてもらいたいなと私は思うのです。

会 長： よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

委 員： 今はネットがずいぶん全盛で、調べものなどはネットで子どもたちはやる
ので、図書館利用は小学生のようにはいかないのですけれども、これだけ、
文庫本でさえも600円、700円くらいし、こんなに高いと思うような
時代になってきているのではないですか。だから、公的な図書館での、ちょっ
とした本を読みたいなという時に、やはり図書館の重要さはこれから意外と
増していくのではないかなと。ネットで予約もできるのですよね。そういう
ように利便性が増していくと、検索して空いているから予約を入れておこう
と、借りに行こうと。でも高齢化が進む中で、なかなか出歩いて中央図書館
まで行くのが大変だという方もいらっしゃると思うのです。確かに、図書
館もいろいろなところに分散してできていくとそれはそれで素晴らしいこ
とだと思うのですが、なかなかこの財政の折、来年度はかなり我々も説明会
で、教育関係も事業は削減でなくて廃止もあると聞いておまして、それは
なかなか難しいのだろうと。長期的にできればもちろんそれに越したこと
はないのですが、そうすると、やはり巡回でいくのか、もっと公的に東大和
が、ない中で市の施設、広い意味で学校も含めて考えると、東大和市とし
てコンビニの集客も兼ねて連携、市長がペットボトルのものと震災時の無料
自販機の設置ということで、今度学校にも設置されるのですけれども、そう
いった連携を深めていくのであれば、そういったところで本のやりとりもで
きないかとか。一般図書であれば、夜間も開いているコンビニは受け取るこ
とができるのではないですか。通販にしてもなんにしても。家ではなくて。だ
からそういった形の連携もできないかとか、いろいろなことを模索してい
ただいて、むしろバスが週1回行くよりも、こちらのほうが便利になったよ
ねと言われるような方策を考えていただいて、よりITとかそういった地域の
資産を利用しながら、やっていける方向を検討していただけたらなと思いま
す。以上です。

会 長： 事務局お願いします。

事務局： 今も委員からご紹介ありましたように、コンビニを使った図書の引き渡しなど、実際に行っているところもありますので、あと東大和の場合は公共施設の市民センターを始め、公民館も点在していますので、今後はそうしたところとタイアップしてやっていけないかとか、いろいろ模索、検討出来る材料はあると考えてはおります。ただ、今、すぐにというところでは、整わないところもありまして、当面、令和3年度から対応出来るとしたら、今考えている軽ワゴンを使ったような対応かなと考えております。その後につきましては、またじっくり考えていきたいと考えております。以上です。

会 長： ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

委 員： この移動図書館の利用が徐々に減ってきたという話だったと思うのですが、その理由というか、最盛期より減った理由というのは、どんなところだとお考えでしょうか。

事務局： 移動図書館に限らず、図書館の利用自体も毎年毎年、減少傾向にあります。あとは、やはり移動図書館の本というのは、3, 500冊ぐらい積めるのですが、限られたものになってきますので、そういう面では図書館に行ったほうがいろいろな資料が用意できるというお考えの方も多くいらっしゃると思います。今回も11日にアンケートを取った中では、みずうみ号がなくなっても地区館へ行くからよいというご意見などもいただいております。そういう諸々の状況の中で、徐々に利用が少なくなってきたのかなと考えております。以上です。

委 員： 移動図書館を利用するのは、例えば自分で車を運転して中央館まで来るといった状況にない、老人の方とか、子どもだとか、そういった人が使うケースは多いのかなと思っていたのですが、実際にはどのような感じなのでしょうか。

事務局： みずうみ号がもし巡回しなくなったときに、そうすると図書館には行けないので、図書館と縁が切れてしまうというような方がいらっしゃると、それは1番問題であるという認識は持っております。そういった方がどの程度いらっしゃるかというのが、今回のアンケートの中で把握できたらと考えております。実際には多分そういう方もいらっしゃるのではないかなと思うのですが、そういう方は少数の方になるのかもしれませんが、どうやってその辺のところをフォローしていけるかが、今後の課題と考えております。コロナのときに宅配サービスをとというようなこともありました。ただし費用がご本人持ちになってしまうこともあるので、なかなか難しいとは思いますが、それでもご希望のある方にはお応えするとか、いろいろ対応はあると思いますので、またいろいろなケースを把握しながら考えていきたいと思っています。以上です。

会 長： ありがとうございます。

委 員： みずうみ号が廃車になるとしたら、それは本当になくなってしまうのですか。それともどこかほかに行ったりするのでしょうか。というのは、市民としては愛着がある車というか、何かに活かせないのかなと思ったりして、例えばどこか市の所有の場所に置いて、それが固定の小さい図書館になるとか、何か夢があったりしないかとか、何か使い道があるかと。

事務局： やはり古い車で、レトロの感じもしますので、場合によっては、機関車とか電車のように、静態保存というようなこともあるのかもしれないのですが、車検が令和3年11月までありますので、年度末で運行は取り止めますけれども、しばらくは市に置いておきます。そして実際の処分は、総務管財課にお願いして処分してもらおうのですが、それが引き取り手の方が見つかるか、あるいは廃車になってしまうかというのは、その後のことになってしまいます。今のところそのままどこかへ置くという具体的なものはないので、もし引き取ってくださる方がいらっしゃればありがたいなと思っています。以上です。

会 長： 子どもたちが、みずうみ号というのは本当に喜んで利用していました。あの中に入っている本というのは、やはり子どもたちにすごく夢を与えていました。昔、第三小学校にみずうみ号が初めて来てくれたときに、あの子どものうれしそうな顔というのは、本当に今でも忘れられなくて、いわゆる満員電車のような感じで、子どもたちがぎゅう詰めになって本を見て、しかも児童書だけに積み替えて来てくれたということがあるのです。上のほうに大人の本が普通は入っていますよね。それを出して全部児童書だけで来てくれた。そういうときの子どもたちのうれしいという顔が忘れられなくて、もしみずうみ号がいい形で利用できれば、それはそれとしていいなということと、あともう1つは、やはり実際目の前に本があれば、その中からセレクトできますよね。でも自分で、ネットで調べてとか、そういうことが出来ない方たちが、どういうふうに本を選んでリクエストできるのかなという。もしいい知恵があれば、その辺も含めて考えていただいて、やはり図書館に足が向かなくなるのではなくて、ああすごいね図書館こんなサービスがあるんだよと言ってもらえるような、何かいい知恵が出てきたらいいなと思いますので、ぜひいろいろな形でこのアンケートも活かした中で、利用が出来るといいなと思います。よろしくお願ひいたします。それでは、みずうみ号の運行についての説明については、これで終了といたします。

(3) その他

①「地区図書館への指定管理者制度導入に係る東大和市立図書館条例の一部改正の骨子に対するパブリックコメントの実施について」に対する意見書の受付結果について

会 長： それでは、3のその他①「地区図書館への指定管理者制度導入に係る東大和市立図書館条例の一部改正の骨子に対するパブリックコメントの実施について」に対する意見書の受付結果について、事務局から報告をお願いします。

事務局： それでは、説明をさせていただきます。現在、意見書の精査、回答の作成等を行っており、ホームページにてパブリックコメントの結果として公表する準備を進めています。まず、受付期間ですが、令和2年9月7日（月）から10月6日（火）までといたしました。2の意見を提出された市民等の数ですが、30人となります。意見の件数についてはまだ現在精査中ですが、100件を少し切るくらいになっております。

3の東大和市立図書館条例の一部改正に関する主な意見の内容になりますが、アについては、開館時間及び休館日に関する内容になります。こちらにつきましては、指定管理者の提案等により、教育委員会の承認を得て、開館時間及び休館日を変更できることを規定していきます。

イについては、指定管理者の募集や選定に関することになります。公募により募集をしまして、議会の議決を経て指定することを規定いたします。

また、方法としましては、公募はホームページでの募集、選定は市役所内部で組織した指定管理者選定委員会で行います。

ウについては、直営でも行えるように規定をしていきます。

エについては、指定管理者が行う業務の範囲の内容になります。法令遵守、適切なサービスの提供、個人情報の取扱いなど適切な業務を行うことを管理の基準として規定していきます。

オについては、指定管理者が行う業務の報告になります。こちらは、毎月の状況報告及び毎年度の事業報告について規定をします。

カについては、個人情報の保護について、条例、協定書、仕様書等に規定等していくという内容になります。

次に、4については、3以外に意見として提出のあった主な内容となります。見直し案につきましては、開館時間及び休館日に関するものが主なものとなっています。例としては、開館時間及び休館日に関する見直し案への賛成意見や、現状どおりで良い等の意見がありました。また、見直し案における検討方法等については、検討方法に問題があるとして再検討を望む意見等がありました。

次の答申、利用者アンケートについては、図書館協議会からの「現体制で

の見直しを」との答申、指定管理者制度導入についての利用者アンケートで反対意見の多い結果があったにもかかわらず、制度を導入することに対する意見等がありました。

次になります。指定管理者制度を導入した場合の利点や問題点に対する意見等がありました。また、選書、除籍、レファレンスについては、一部分だけ指定管理者が行うという内容になっていましたので、そのことの問題点に対する意見等がありました。

最後に、全体としては図書館条例の一部改正に関する意見という形で、パブリックコメントを今回行ったのですが、指定管理者導入に関する意見を多くいただきました。

あと補足ですが、賛成意見の方と反対意見の方を内容から推測してあえて区別しますと、賛成意見が7人、反対意見が22人、その他の意見が1人となっています。説明は、以上になります。

会 長： ありがとうございます。

事務局： 補足させていただきますが、3のところ、今回のパブリックコメントは、一部改正条例に対する意見ということで、パブリックコメントの意見に基づいて条例改正の中身をもう1回確認していくというものですので、まだ決定というところまではきていないのですが、いただいた意見の中で、まず条例の中身に關わるようなものについてピックアップさせていただいて、その意見をもし反映させるのであれば、こういう形で反映させて行きたいということ、これを列記させていただいたということで、ご理解いただきたいと思ひます。このとおりに進めていくということではなく、こういう対応をしていきたいと事務局は考えているということです。

同様に4については、3以外にもいろいろなご意見をいただいております。こちらにつきましても、市の考え方などを整理させていただいて、お答えしたいと考えています。内容について現段階で考えていますのは、事務局でこれまで考えてきた案を大きく修正するところまでのものはないと考えておりますが、もう1度正式な形で回答案というのを作りまして、教育委員会の決裁を取り、今後確定していきます。今のところは途中経過ということで、ご理解いただきたいと考えております。以上です。

会 長： ありがとうございます。以上の報告に何かご質問がありましたらお願いします。

委 員： パブリックコメントで30人の方からご意見をいただいたというのは、東大和は、ほかのところではどうか分かりませんが、ほかの市から比べると相当の数だなと思ひます。私も現役時代、パブコメをやったこともあるし、それで、今、他市の委員もしていますけれども、この30人というのは

相当な数が来ていると、私は思います。公表されるという流れになるわけですが、この30人の生のコメントというのは、そのまま出されるのでしょうか。委員として見たいというのが、正直なところなのですけれども。

会 長： 事務局お願いします。

事務局： パブリックコメントの公表の仕方につきましては、ご意見をいろいろな方からいただいております、その中で同様の趣旨のご意見がありますが、そちらを精査しまして、そこで同様の趣旨の意見を合わせて要約し、そのことに回答するという形で、整理を進めております。

委 員： そうするとその原本という言い方がいいかわかりませんが、そのパブリックコメントの元は見られないということによろしいですか。

事務局： 今のところ原本を、そのまま公表するという考えは持っていないのですが、皆さんそれぞれの表現で提出いただいておりますので、可能な限り提出された方のことばを使った形で、お示ししていきたいと思っています。しかし、何分量が多いのと、重複する項目も多くあります。それに対する我々の回答も長くなってしまいますので、ある程度同様の趣旨の意見は、要約させていただいております。要約しても、やはり100項目近いものになってしまいますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

委 員： わかりました。よろしくお願いします。

会 長： ほかによろしいでしょうか。それでは、この報告については、終了いたします。

②「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について」

会 長： その他の②「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について」報告をお願いいたします。

事務局： それでは、その他報告の②新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応ということですが、図書館のこれまでの対応としましては、入館にあたりましては、マスクの着用と手指の消毒をお願いし、令和2年6月24日水曜日からですが、この時から椅子を半分ぐらい間引く形で、1時間程度の利用というお願いをしたうえで、書架への立ち入りを開始しております。その際に、利用者端末ですとか、CDの視聴とか、ほとんど従前のサービスは提供する形で、利用していただけるようにしました。ただし、おはなし会と小・中学校の夏休みに試行という形で会議室を自習室として開放していたのですが、こちらについては当面の間中止としておりました。その後9月19日になりますが、政府がイベント等への人数制限の緩和をしたこともありまして、東京都も同様の形にすることから、市もそれに準ずる形になりまして、具体的には図書館は9月30日から座席も全部戻しまして、1時間の利用制限の張

り紙をしていたのですが、それらも撤去しております。おはなし会につきましても、10月からは各館で実施しております、自習室につきましても、12月から来年の3月までは、土日に実施していく方向で進めています。ただし、わらべうたのおはなし会については、やはり飛沫の関係がありますので、12月までは中止ということになっています。

感染防止対策としましては、国の交付金を活用しまして、図書除菌機を、各館1台ずつ設置します。今月末には設置し、ご利用いただけるようになります。それから主に地区館になりますが、利用者テーブルやカウンターにアクリルボードを設置し、飛沫感染の防止に努めております。それから図書館システムの端末が60台ぐらいありますが、キーボードを消毒しやすいように、全図書館システムの端末にキーボードカバーを設置しました。

職員につきましては、引き続きマスクと手袋の着用を徹底していきます。

また、返却された資料については、これまで同様に次亜塩素酸ナトリウム液で拭いて除菌をしていきます。さらに書架やカウンターにつきましても、アルコール消毒は継続して、定期的の実施していくことにしています。

それから今感染が拡大してきておりますが、状況が進んだ中で、どのような対応を求められてくるかわからないところもありますが、市の方針に従いまして、随時対応を取らせていただきたいと思いますと考えています。説明は以上になります。

会 長： ありがとうございます。何かご質問がありますか。

では、この件に関する報告は、終了といたします。

③「中央図書館外壁等改修工事について」

会 長： その他の③「中央図書館外壁等改修工事について」の報告をお願いします。

事務局： 中央図書館外壁等改修工事の進捗状況のご報告をさせていただきます。前回第1回の協議会以降の主だった工事の内容についてご報告させていただきます。まず、大きな工事としまして、9月17日から9月29日までの間、図書館を休館にしまして、1階に足場を組みまして、図書館のトップライト、上に吹き抜けがありますが、そこのサッシの交換と、あとガラスに飛散防止フィルムの張り替えやガラス部分のシーリングの作業を行いました。同時に、吹き抜けの部分の陶板の脱落防止のための処理をしまして、具体的に言うとタイルに穴をあけまして、ピンを打ち込んで、振動が伝わった時にも脱落しないようにしたというものです。

またこの休館の期間、2週間近くありましたので、曝書を行いました。その後についてですけれども、外壁等のタイルの交換については、引き続き作業をしております、要所要所についてはアンカーピンを打ち込み、タイル

の落下防止の処理をしております。また、外壁タイルの浮いている部分については、樹脂を注入して落ちないようにしました。その上から、さらに樹脂塗料を使い脱落防止の対策をしている状況です。11月16日から足場の撤去を行い、最終的には今月末に検査室の完了検査を受けて、その後、引き渡しになる予定になっております。以上です。

会 長： ありがとうございます。工事に関してのご報告をいただきました。

④「東大和市市制50周年記念事業について」

会 長： その他の④「東大和市市制50周年記念事業について」お願いいたします。

事務局： それではご説明させていただきます。本日机上に配布させていただきましたカラーの両面刷りのチラシをご覧ください。縦長になっているほうからご覧いただきたいのですが、東大和市は今年市制50周年ということで、いろいろな事業を計画して、多くのものが中止になっている状況もありますが、図書館としては、いろいろなデザインのブックカバーを作りまして、ご来館の皆様にお配りするということを、10月から12月の3か月かけて行っております。裏面の横並びのものをご覧いただきたいのですが、職員からデザインを募集しまして、たくさん集まりましたので、その中から選定した9種類のデザインを、月ごと、館ごとに限定版ということで、お配りしております。文庫や新書サイズの本もくるめる小さいサイズのもの、もう少し大きい20cmぐらいの単行本をくるめる大きいバージョンと、同じデザインで2種類それぞれ作りまして、ご来館の方に配布しております。なかなか好評をいただいております。中央図書館の11月分は、2週目でもう全部配布し切れてしまったという状況になっております。本日委員の皆様のお手元にも、例として1デザインのみですがお配りいたしました。みずうみ号の写真ですとか、うまべえのイラストですとか、そういったものを活用して、市制50周年とそれから図書館への親しみも持っていただけたらなということで行っております。そのほか例年、年明けに行っている講演会も冠事業ということで、東大和市市制50周年記念の図書館の講演会ということで、また計画が進められているということがございます。報告は以上です。

会 長： ありがとうございます。ではこれに関して何かご質問がありましたらお願いします。

委 員： はい、とてもいいアイデアだと思いました。以上です。

会 長： ありがとうございます。これはどういう質の紙ですか。

委 員： これそのものですよね。

事務局： そうです。

会 長： ではこれにちょっと何か掛けて、大事に使ってほしいですね。

事務局： 好評なので、全部12月が終わって来年になってからですが、ホームページからこのデザインをダウンロードできるようにしようかなということも考えております。

会長： はい、ありがとうございます。手に入る可能性はあるということですね、ありがとうございました。それではこれで質疑を終わりたいと思います。
では最後に委員の皆様から特に何かございますか。よろしいでしょうか。本日はありがとうございました。